

# 監査報告書

令和4年5月18日

学校法人 慈恵大学  
理事会 御中  
評議員会 御中

学校法人 慈恵大学

監事

西岡 清一郎



監事

三木 修



私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人慈恵大学寄附行為第15条の定めに基づき、令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。その結果について以下の通り報告いたします。

## 1. 監査方法の概要

- （1）業務並びに理事の執行状況の監査については、理事会及び評議員会に出席して理事から業務の報告を聴取し、また、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討しました。出資会社については、取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて当該出資会社から事業の報告を受け説明を求めました。
- （2）会計監査について、帳簿ならびに関係書類の閲覧など必要と思われる監査を実施し、計算書類の正確性を検討しました。また、会計監査人から計算書類に関する説明及び報告を受け、検討を加えました。加えて、当学校法人の出資会社である株式会社慈恵実業の計算書類に対する監査の説明及び報告（子会社である慈恵ファシリティサービス株式会社並びに慈恵メディカルサービス株式会社の株式に対する評価、両社との取引及び両社に対する債権債務に関する報告を含む）を同社の監査人から受け、検討を加えました。

## 2. 監査の結果

- （1）学校法人（含む、出資会社）の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況に関して、不正の行為または法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。
- （2）資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表並びに財産目録は会計帳簿の記載と合致し、学校法人慈恵大学の令和4年3月31日現在の財産状況及び同日を持って終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めます。

以上